と決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

⑴　経営的事項

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に定める「利払前税引前償却前利益」

③　経営事項審査の告示第一の二に定める「経営状況」

④　競争参加を希望する工事区分の経営事項審査の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２まで（平成28年６月１日から令和元年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術職員として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の１種類を合わせた３まで）とする。）及び同２に規定する「元請完成工事高」

⑤　経営事項審査の告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）

⑵　技術的事項　平成26年10月１日から平成30年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等

（測量等）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

①　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各営業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」

②　審査基準日の直前の営業年度における「自己資本額」

③　審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」

④　審査基準日の前日までの「営業年数」（１年未満切捨て）

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

資格決定の日から令和３年３月31日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、国土交通省北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、国土交通省北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6147）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）

⑾　北海道外、共同企業体　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311）

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表の取消

令和２年３月31日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　田尻　信行

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

令和２年３月18日（号外政府調達第50号・30ページ）掲載の資料提供招請に関する公表「Ｒ２年度北陸サイバーセキュリティ研究開発環境ＨＷ更新　一式」を取り消します。

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年３月31日

総務省大臣官房会計課企画官　松田　和男

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　e―Govに係る問合せ対応運用業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年４月20日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係担当　池田　　昭　電話03―5253―5132

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和２年３月31日から令和２年４月20日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。